

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知）

令和 8 年熊本地震の被災地域における災害復旧工事等については、迅速かつ確実な復旧のため、円滑な物資の輸送等が必要になるところ、被災現場からは自家用自動車を使用した有償での貨物運送の運用について相談の声が寄せられているところです。

この点、物流・自動車局より貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく許可等及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号について、下記のとおり取扱いを整理し、別紙 1 のとおり九州運輸局 自動車交通部長宛て事務連絡を発出するとともに、大臣官房技術調査課より、別紙 2 のとおり、各地方整備局等に対しても、受発注者に対しての周知を行うよう事務連絡を発出したところです。

つきましては、各発注者におかれては、事務連絡に記載されている下記の趣旨について、受発注者に対して周知をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いします。

記

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別の判断とする。

また、上記に係る法第 78 条第 1 号の適用については、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。

以上

【問合せ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課 （直通）092-472-2528

九州運輸局 自動車交通部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について

平時においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく許可等を必要としている。他方、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号により、災害のため緊急を要するときには、自家用自動車を使用した有償での貨物運送が例外的に認められているところである。

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別に判断されたい。

また、上記に係る法第 78 条第 1 号の適用については、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課長

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知）

令和 8 年熊本地震の被災地域における災害復旧工事等については、迅速かつ確実な復旧のため、円滑な物資の輸送等が必要になるところ、被災現場からは自家用自動車を使用した有償での貨物運送の運用について相談の声が寄せられているところです。

この点、物流・自動車局より貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく許可等及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号について、下記のとおり取扱いを整理し、別紙のとおり九州運輸局 自動車交通部長宛て事務連絡を発出したところです。

つきましては、事務連絡に記載されている下記の趣旨について、受発注者に対して周知をお願いします。

記

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別の判断とする。

また、上記に係る法第 78 条第 1 号の適用については、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。

以上

【問合先】

九州運輸局自動車交通部貨物課 （直通）092-472-2528

(別紙)

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 3 日

九州運輸局 自動車交通部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について

平時においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく許可等を必要としている。他方、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号により、災害のため緊急を要するときには、自家用自動車を使用した有償での貨物運送が例外的に認められているところである。

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別に判断されたい。

また、上記に係る法第 78 条第 1 号の適用については、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。